各種手当 一覧

手 当 名	目 的	概	要
児童手当 (児童手当法 § 4)		中学校修了前の児童を監護し、かつ 父又は母等 ○手当月額 ①所得制限額未満である者 3歳未満	15,000円 ・2子) 10,000円 以降) 15,000円 10,000円 5,000円
		 ○支給対象 ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童児童1人の場合 全部支給 42,290円 (H29.4~)ー部支給 42,280円~9,980円 (H29.4~) 2人目以降の加算額は、次のとおり 	

手 当 名	目 的	概	要
養手当等の支	在宅の最重度の最重度に対し、その障がいるのでは、その障がいたよる障がいたは担を軽減する。	精神又は身体に著しく重度の障 の介護を要する在宅の20歳以 ○申請先:市町村窓口	がいがあり、日常生活において常時特別 上の者(所得制限あり)。26,810円/月 市町村(1/4)
養手当等の支	在宅の重度障がい児に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。		
	障がい児の福 祉の増進に寄 与する。	精神又は身体に障がいのある児 (所得制限あり)。	童を監護する父若しくは母又は養育者 級 34,270円/月
養共済制度	障がいのある 方の生活の安 定と福祉の増 進に資する。	知的障がい者、身体障がい者(1に永続的な障がいがある者で、将者の保護者(65歳未満)が2口ま本人に対して年金1口あたり月額また、加入期間1年以上で加入加入期間5年以上でこの制度を脱じた一時金が支払われる。掛金は23,300円。	、県(1/2)